

フリースクール連携推進事業（運営費）補助金交付要綱 変更箇所

改正後	現行（令和7年度）
<p>令和<u>8</u>年度茨城県<u>民間</u>フリースクール連携推進事業（運営費）補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 茨城県教育委員会は、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、補助要件を満たす<u>民間</u>フリースクールに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助対象者等）</p> <p>第2条 補助金の種類、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。</p> <p><u>2 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる民間フリースクールの運営に係る事業をいう。</u></p> <p><u>3 補助対象経費は、令和8年4月1日以後に着手し、令和9年3月31日までの間に実施する補助事業に要する経費とする。</u></p> <p><u>4 交付決定前に着手した補助事業に係る経費についても、令和8年4月1日以後に実施されたものであって、交付申請時に当該経費を含めて申請され、かつ、県教育長が補助事業の遂行上必要かつ適当と認めるものは、補助対象経費に含めることができる。</u></p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする<u>民間</u>フリースクールは、令和<u>8</u>年度茨城県<u>民間</u>フリースクール連携推進事業費（運営費）補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに茨城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>令和7年度茨城県フリースクール連携推進事業（運営費）補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 茨城県教育委員会は、不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、補助要件を満たすフリースクール（以下「<u>対象フリースクール</u>」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助対象者等）</p> <p>第2条 補助金の種類、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第3条 補助金の交付を受けようとする<u>対象</u>フリースクールは、令和<u>7</u>年度茨城県フリースクール連携推進事業費（運営費）補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに茨城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に提出しなければならない。</p>

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（運営費）実施要領（以下「実施要領」という。）に定める書類

（補助金の交付決定通知）

第4条 補助金の交付決定通知は、運営費補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 不交付決定の場合は、補助金不交付決定通知書（様式第4号の2）により行うものとする。

（補助事業等の内容変更等）

第6条 第4条第1項の規定により運営費補助金の交付決定通知を受けた者（以下「運営費補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金額の減額及び補助対象事業費の20%以内の経費の配分の変更）については、この限りでない。

（概算払）

第8条 県教育長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、運営費補助金について、補助金交付決定額の50パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 運営費補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払請求書（様式第7号）に、同様式に定める添付書類その他県教育長が必要と認める書類を添えて県教育長に提出するものとする。

3 県教育長は、第3条の規定により提出された実施計画書に記載された事業

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 令和7年度茨城県フリースクール連携推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める書類

（補助金の交付決定通知）

第4条 補助金の交付決定通知は、運営費補助については、運営費補助金交付決定通知書（様式第4-①号）により行うものとする。

- 2 不交付決定の場合は、補助金不交付決定通知書（様式第4-②号）により行うものとする。

（補助事業等の内容変更等）

第6条 第4条第1項の規定により運営費補助金の交付決定通知を受けた者（以下「運営費補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金額の減額及び補助対象事業費の20%以内の経費の配分の変更）については、この限りでない。

（概算払）

第8条 県教育長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、運営費補助金について、補助金交付決定額の80パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 運営費補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第7号）を県教育長に提出するものとする。

内容と比較して、概算払申請時における事業の実施状況が著しく縮小していると認める場合は、概算払を行わないことができる。

(実績報告)

第9条 運営費補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業を中止し、又は廃止した日を含む。) から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1) 事業の実績(様式第8号の2)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 補助事業に係る入出金が確認できる通帳の写し又は入出金明細

ただし、補助事業に関係しない取引については、内容を黒塗りすることができる。この場合において、日付及び金額は確認できるようにしなければならない。

(4) 補助対象経費の支出を証明する関係書類(様式第10号)

なお、人件費については、賃金台帳のほか、出勤簿、勤務表等の勤務実績が確認できる書類を添付することとし、支払実績については前号の書類により確認できるようにすること。

また、現金により人件費を支払う場合には、受領者本人の署名又は押印のある受領書その他支払の事実が確認できる書類を添付すること。

それ以外の経費については、領収書、請求書等の支出を証明する書類を添付すること。

(5) 実施要領4(4)サに規定する自己資金、民間企業等からの寄附金、借入金等について、県補助額の2分の1以上をフリースクールの運営に充当したことが確認できる書類

2 前条の規定により概算払を受けた運営費補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第86号)を併せて提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 運営費補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8-①号)に、次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1) 事業の実績(様式第8-②号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 対象経費の支出を証明する関係書類(様式10号)

2 前条の規定により概算払を受けた運営費補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 運営費補助事業者への補助金の額の確定の通知は、補助金額の確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 県教育長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の取消し等)

第12条 県教育長は、運営費補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 実施要領4(4)に規定する補助要件に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 同一の経費について他の補助金等との重複受給が判明したとき

(4) 県教育長が行う調査又は照会に応じないとき

(5) その他、県教育長が不相当であると認めるとき

2 県教育長は、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、100円につき1日3銭の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく補助金の返還については、第10条第3項の規定を準用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 運営費補助事業者への補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(交付の取消し等)

第12条 県教育長は、運営費補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 実施要領4(4)に規定する補助要件に該当しなくなったとき

(2) その他、県教育長が不相当であると認めるとき

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。